

投稿規定

ふくしま生物研究会（以下、研究会）が発行する『福島生物研究会報』（英表記 Bulletin of Biological Society of Fukushima）について、以下の通りに投稿規定を定める。

1. 投稿の資格

誰でも投稿できる。同一の筆頭著者による原稿は、各号につき 1 件まで受け付ける。ただし、編集委員会が認めた場合にはこの限りではない。また、次のような場合には、原稿を受け付けないことがある。

- (1) 投稿規定および原稿作成の手引きに従っていない場合
- (2) 誤字脱字が著しく多い場合
- (3) 他人の著作権を侵害している場合
- (4) 捏造、改竄、盗用（自己盗用・自己剽窃を含む）、二重投稿等の不正が疑われる場合
- (5) 科学的に不正確な内容を含む可能性が考えられる場合
- (6) 福島県の野生生物に関連する内容ではない場合
- (7) その他編集委員が掲載に不適當であると判断した場合

2. 著作権

投稿した時点で、これらの事項に同意したものとみなされる。

- (1) 著作権は本会に帰属する。ただし、各記事の内容に関する問い合わせについては、著者が対応すること。
- (2) 著者は投稿された原稿について、他者の著作権を侵害していないことを保証する。
- (3) 各記事は、研究会の所有するウェブサイト上で無料公開し、誰でも自由にダウンロード可能な状態にする。
- (4) 各号・各記事は、国立国会図書館のオンライン資料収集制度（e デポ）に従い、オンライン資料として同館に納入される。
- (5) 記事の掲載順序や体裁は、編集委員会に一任する。
- (6) 原稿は編集委員会の校閲（査読ではない）を受けるものとし、必要に応じて校閲者や編集委員会が手を加えることがある。
- (7) 受理された記事が掲載に不適切であることが判明した場合には、編集委員会は協議を経て掲載を延期または中止することができる。

3. 投稿区分

投稿する原稿は、福島県内の野生生物に関する未発表の内容に限る。投稿区分は（1）原著論文、（2）短報、（3）総説・解説の 3 つとし、啓蒙文、随想、書評等の記事は受け付けない。ただし、（2）短報は、県内初記録や希少種等の新産地といった、福島県における野生生物の

分布や生態解明に重要な発見・知見のみを扱うものとする。これに該当しない分布記録に関する報告の掲載の可否については、編集委員会が判断する。

4. 投稿料および掲載料

無料とする。

5. 原稿の言語

日本語とする。全編（謝辞を含む）にわたって常体で書き、敬体にしない。

6. 原稿の作成

研究会の所有するオンラインのウェブサイトに掲載する「原稿作成の手引き」および「原稿フォーマット」に従って作成すること。

7. 入稿

入稿は E-mail でのみ受け付ける。原稿は Microsoft Word（.docx 形式または.rtf 形式）で作成し、デジタルデータで入稿する。原稿には必ず著者 1 名以上の連絡先メールアドレス（E-mail）を明示し、内容に関する個別の問い合わせに対応できるようにする。また、「投稿票」に記入して、原稿とともに提出すること。

8. 発行・別刷

オンラインで発行し、印刷物は作製しない。研究会の所有するオンラインのウェブサイトにおいて、デジタルデータ（PDF 等）で無料公開し、ダウンロード可能とする。発行時期は定めないが、原稿が集まり次第、年 1 回程度発行する。各著者には当該記事の別刷デジタルデータ（PDF 等）を作成し、原稿に記入された連絡先のメールアドレス宛に送付する。

2026 年 3 月 7 日作成